

上毛電気鉄道株式会社 「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」 要旨

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した際、事業の実施に関し適切な措置を講ずるとともに県民生活及び県内経済に及ぼす影響が最小となるよう業務を継続する必要があります。

また、指定地方公共機関は、その業務を実施するにあたり、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、その要旨を公表する必要があります。これを踏まえ、指定地方公共機関である上毛電気鉄道株式会社では「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」を定めたところであり、その要旨は次のとおりです。

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・政府想定および県知事想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、発生段階に応じた鉄道運行計画により、お客様の輸送を適切に実施する。
- ・最大40%程度の従業員の欠勤を想定し、鉄道運行計画に基づく従業員の確保調整を行うことにより、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

(2) 感染対策の実施

- ・従業員にマスクを着用させ、手指消毒設備を設置する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合、マスク着用や咳エチケット等の協力をお客様に呼びかける。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

群馬県新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、新型インフルエンザ等の対応等について協議するため、社内に新型インフルエンザ等対策本部（対策 本部長：取締役社長）を設置する。

(2) 情報収集・共有体制

平時から常に最新の情報を収集し、発生時においても、最新の情報を早急に従業員等に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

平時から県及び沿線市、協力会社等の関係事業者と発生時における連携等について協議する。

3. その他

(1) 教育・訓練

平時から新型インフルエンザ等に対する正しい知識を習得し、従業員へ周知徹底し、新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努める。

(2) 計画の見直し

適時この計画の内容について検討を加え、必要があると認める場合には変更する。

以上